

第23号議案

志木市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(志木市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 志木市職員の旅費に関する条例(昭和54年志木市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に改め、「変更」の次に「（取消しを含む。同項及び同条第4項において同じ。）」を加え、同条第5項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を

「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、出張雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第2項中「鉄道の」を「鉄道旅行について、」に改め、同条第3項中「水路の」を「水路旅行について、」に改め、同条第4項中「航空の」を「航空旅行について、」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に、「陸路（鉄道を除く。）の路程に応じ1キロメートル当たり定額又は」を「陸路旅行について、」に改め、同条第6項から第8項までを次のように改める。

6 宿泊費は、旅行中の1夜につき、宿泊に要する費用について、実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第6条第9項を削り、同条第10項中「出張雑費」を「渡航雑費」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出として「（旅費の計算）」を付する。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「支払」を「支給又は支払」に改める。

第11条第1項中「この項」を「この条」に、「による」を「並びにこれらの費用に付隨する費用とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

第11条第2項から第5項までを削る。

第12条第1項中「本条」を「この条」に、「寝台料金」を「、寝台料金」に、「による」を「並びにこれらの費用に付隨する費用とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

第12条第2項中「運賃による」を「運賃とする」に改める。

第13条中「により」を「及びこの費用に付隨する費用とし」に改める。

第14条から第17条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

(宿泊費)

第15条 宿泊費の額は、1夜につき19,000円を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費の額は、移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び

その他交通費並びに宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当の額は、1夜につき2,400円の定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 出張者が、出張中自宅（住所又は居住若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条中「による」を「並びにこれらの費用に付随する費用とする」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第23条中「による」を「並びにこれらの費用に付隨する費用とする」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

第24条の見出しを「（航空賃）」に改め、同条第1項中「による」を「及びこれらの費用に付隨する費用とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

第24条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(その他の交通費)

第24条の2 第14条の規定は、外国出張のその他の交通費について準用する。

第25条及び第26条を次のように改める。

(宿泊費)

第25条 宿泊費の額は、1夜につき59,000円を超えない範囲内で出張先の区分に応じて規則で定める額を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第26条 宿泊手当の額は、1夜につき5,400円を超えない範囲内で出張先の区分に応じて規則で定める額の定額とする。

2 第17条第2項の規定は、外国出張の宿泊手当について準用する。

第27条の見出しを「(渡航雑費)」に改め、同条中「出張雑費」を「渡航雑費」に改め、「入出国税」の次に「その他外国出張に必要なものとして規則で定める費用」を加え、「による」を「とする」に改める。

第28条第1項中「別表」を「930,000円」に、「による」を「とする」に改め、同条第2項中「による」を「とする」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条第1項第1号中「日当及び宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同項第2号ア中「日当及び宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同号アただし書中「日当については30日分、宿泊料については」を「宿泊費及び宿泊手当についてはそれぞれ」に改める。

別表を削る。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

| | | | |
|-------------------|---------------|----------------|------|
| 鉄道賃、船賃、 航空賃及びそ | 日当（1日につ き） | 宿泊費（1夜に つき） | 宿泊手当 |
|-------------------|---------------|----------------|------|

| | | | |
|-------|---------|--------------------------|---------|
| の他交通費 | | | |
| 実費額 | 2, 400円 | 19,000円 を上限とした 実費額 | 2, 400円 |

備考

- 1 鉄道賃は、急行料金、特別車両料金及び座席指定料を含む。
- 2 市有自動車で出張した場合においては、鉄道賃及びその他交通費は支給しない。

(志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年志木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表に定めるところ」を「志木市職員の旅費に関する条例（昭和54年志木市条例第8号）の適用を受ける職員の例」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

(志木市特別職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 志木市特別職員の給与に関する条例（昭和45年志木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、別表に定めるもののほか」を削る。

別表を削る。

(志木市消防団条例の一部改正)

第5条 志木市消防団条例（昭和53年志木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

| | | |
|------------------------|------------|-----------------------|
| 鉄道賃、船賃、航空 賃及びその他交通費 | 宿泊費(1夜につき) | 会議出席等の費用弁 償（1日につき） |
| 実費額 | 19,000円を上 | 2, 400円 |

| | |
|--|---------|
| | 限とした実費額 |
|--|---------|

備考

- 1 鉄道賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。
- 2 市有自動車で出張した場合においては、鉄道賃及びその他交通費は支給しない。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第6条 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「車賃」を「その他交通費」に、「実費」を「実費額」に、「15,000円」を「19,000円を上限とした実費額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

(志木市議会議員政務活動費交付条例の一部改正)

- 3 志木市議会議員政務活動費交付条例(平成13年志木市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表調査研究費の項、研修費の項、要請・陳情活動費の項及び会議費の項中「日当、宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同表備考第1号中「日当及び宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、職員等の旅費制度の見直し等をしたいので、地方自治法第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。